

学術指導契約書（雛形）

公立大学法人横浜市立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （１） 「学術指導」とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。
- （２） 「指導担当教員」とは、甲に所属し、学術指導を実施する者であって、次条（３）に記載の者をいう。
- （３） 「学術指導料」とは、乙が甲に対して支払う学術指導の対価をいい、直接経費及び間接経費の総額とする。

（学術指導の内容等）

第2条 甲は、乙に対して次の内容について学術指導（以下「本学術指導」という。）を行うものとする。

（１）	学術指導の題目			
（２）	指導の目的及び内容			
（３）	指導担当教員 （所属・職・氏名）			
（４）	学術指導期間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで		
（５）	学術指導料 （消費税及び地方消費税を含む）	直接経費	間接経費（※）	合計
		円	円	円
（６）	その他			

※直接経費の30%相当額を間接経費とさせていただきます。

EX 直接経費100万円の場合 直接経費：100万円／間接経費：30万円／合計：130万円

（学術指導料及び支払い方法）

第3条 乙は、第2条（５）に掲げる学術指導料を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。その際の振込み手数料その他の納付費用は乙の負担とする。

２ 乙は所定の納付期限までに前項の乙が負担するとされた経費を納付しないときは、納期

日の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条で規定する法定利率の割合による延滞金を納付しなければならない。

- 3 甲が本学術指導を実施するに当たり、第2条（5）に定める学術指導料以外の経費の支出が必要になる場合には、その負担について甲及び乙は事前に協議する。

（本学術指導の方法）

- 第4条 甲は、乙の担当者から要請があったときに、乙の担当者に対して本学術指導を実施する。ただし、具体的な実施日時、場所その他の詳細は、都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（学術指導内容の確認）

- 第5条 甲は、本学術指導を実施した後に、乙から当該本学術指導の内容をとりまとめた文書の確認を求められたときは、合理的な期間内にこれを行い、その結果を乙に通知する。具体的な回答期限は、都度、協議して定めるものとする。

（知的財産の取扱い）

- 第6条 本学術指導から得られる発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の知的財産及びこれに基づく知的財産権については、甲乙協議の上、帰属その他必要な事項を定める。
- 2 甲及び乙は、前項に定める知的財産をなしたときは、直ちにその内容を文書により相手方に通知しなければならない。
- 3 本条の規定は、本学術指導の実施期間終了後もなお有効とする。

（本学術指導内容の公表）

- 第7条 乙が、学術指導及び学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為に関して甲の名称又はロゴマーク、指導担当教員の所属又は職名等を使用するときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得るものとする。

（無保証及び免責）

- 第8条 甲は、本学術指導を実施した結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。
- 2 甲は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって乙に損害が発生した場合においても、当該損害についての責任を一切負わないものとする。

（秘密保持）

- 第9条 甲及び乙は、本契約の履行に伴い相手方から開示された情報及びサンプル、本学術指導の内容、第6条の知的財産、本契約の内容及び締結の事実並びに接触交流により知得した相手方の技術上・営業上の秘密情報（以下「秘密情報」と総称する。）を秘密として保持し、事前の相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当するものは、秘密情報から除外する。
- （1）相手方から開示を受け、又は知得する前に、既に公知となっていたもの。
- （2）相手方から開示を受け、又は知得する前に、既に所有していたことが証明できるもの。
- （3）相手方から開示を受け、又は知得した後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- （4）正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のみに使用し、その他の目的に使用してはならない。

3 本条の規定は、本学術指導の実施期間終了後もなお3年間有効とする。

(権利・義務の譲渡)

第10条 甲及び乙は、事前の相手方の文書による承諾なしに、本契約に定める権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は移転してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、何らかの催告を要せずに相手方への書面での通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(関連法令)

第12条 甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他学術指導の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

(本契約の有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、第2条（4）に定める期間とする。ただし、甲又は乙からの延長の申し出があれば、条件を見直した上で延長することができる。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約の定め疑義を生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し、これを解決する。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲、乙記名押印又は電子署名の上、それぞれ1通又は本書の電磁的記録を保管するものとする。なお、電子署名による場合には、電磁的記録を原本とし、印刷された文書はその写しとする。

_____年____月____日

甲：神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号
公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野 真一

乙：所在地
名称
代表者名